

生物系特定産業技術研究支援センター（BRAIN）における 研究費の不正使用等防止計画 〔令和3年度具体的対応策〕

（令和3年4月1日策定）

はじめに

生物系特定産業技術研究支援センター（以下「BRAIN」という。）は、農林水産省所管の「研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知。）第3章及び第4章並びに「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知。）（以下、この二つを総称して「両ガイドライン」という。）に基づき、「研究活動における不正行為に対する試験研究の中止等実施要領」（19生研東第18号平成19年4月26日）（以下、中止等実施要領という。）を定め、研究費の不正使用を防止する等のための措置を実施している。

こうした中、農林水産省においては「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を改正し、①ガバナンスの強化、②意識改革、③不正防止システムの強化について、抜本的に対策を強化することとしており、これを踏まえ、BRAIN としても、中止等実施要領を改正するとともに、以下のとおり、研究費の不正使用等防止計画を策定する。

〈I〉責任体系の明確化

1. 責任者【所長】

BRAIN における委託研究に係る研究費の不正使用等の防止について、事務を統括する。

〔役割〕

研究費の不正使用等防止計画を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

2. 副責任者【研究管理部長】

責任者を補佐し、研究費の不正使用等防止対策の実施等、研究費の不正使用等の防止について実質的な責任を負う。

〔役割〕

両ガイドライン及び不正使用等防止計画に基づき、具体的な不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、改善策を検討し、責任者に報告する。

3. 防止計画推進部署【研究管理部研究管理課研究公正室】

不正使用等を防止するため、両ガイドラインに基づいた取組を行うとともに、不正使用等防止計画に定められた対策を推進する。

併せて、BRAIN における不正使用等防止に関する取組について、委託研究機関に対し、積極的に情報発信する。

〈Ⅱ〉不正使用等防止対策の強化

BRAIN は不正使用等防止対策を抜本的に強化するため、これまでの両ガイドラインにおける不正使用等防止のための取組に加え、以下により、①ガバナンスの強化、②意識改革、③不正防止システムの強化の取組を行う。

1. ガバナンスの強化

- 不正根絶に向けた所長による「決意表明書」を事業の公募要領及び契約締結の際の文書に添付し、委託先に明示する。
- 全ての研究機関に対し、運営・管理・監査体制の定期的なチェックと報告を指示する。
- リスクの高い研究機関を抽出し、内部の相互監視が確実に機能するよう、書面調査、現地調査及び指導を実施する。

2. 意識改革

- 研究倫理教育のための研修会資料・研修用ビデオを作成し、web に掲載するとともに、研究倫理教材によるeラーニングの委託先での実施を義務化する。
- 公募への参加要件として、研究代表者に対し研修用ビデオの視聴を義務付けるとともに、契約締結の要件として、参加する研究者がeラーニングを受講した旨の誓約書の提出を義務化する。
- 経理処理の原則や告発等の受付窓口を記載したポスターを作成・配布する。
- 新規契約の研究機関等を対象に、経理・事務に関する説明会を開催。企業等の要望に応じた出前研修会を実施する。
- 説明会等で、新たに創設する抜き打ち調査の導入等を繰り返し紹介し、抑止効果を上げる。

3. 不正防止システムの強化

- 現地経理調査件数を増加させるとともに、調査において公認会計士を活用し、調査の質を向上する。
- 全件、経費執行状況をチェックリストで確認する。
- 抜き打ち調査制度を創設する。
- 不正発見の端緒として、研究現場等を訪問し、実務担当者に個別ヒアリングを行う仕組みを導入する。

〈Ⅲ〉不断の見直し

BRAIN は、今後も委託先における対策の取組状況を把握し、実態に即した、現実的かつ実効性のある不正使用等防止対策が講じられるよう、本不正使用等防止計画の不断の見直しを行う。